

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（女川原子力発電所2号炉工事計画）（121）
2. 日 時：令和3年4月20日 14時00分～16時25分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、止野上席安全審査官、植木主任安全審査官※、片桐主任安全審査官、三浦主任安全審査官、皆川主任安全審査官、宮本主任安全審査官、小野安全審査専門職、土居安全審査専門職、杉原技術参与、谷口技術参与※

東北電力株式会社：

原子力本部 土木建築部 副部長、他2名
原子力本部 原子力部 部長、他15名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応について」（令和3年3月24日 第67回原子力規制委員会配付資料1）に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- （1）女川2号工認 指摘事項に対する回答整理表（地盤支持性能）（O2-他-F-19-0001__改8）
- （2）VI-2-1-1-別添1 地下水位低下設備の設計方針（O2-工-B-19-0054__改3）
- （3）補足-600-1 【地盤の支持性能について】（O2-補-E-19-0600-1__改9）
- （4）補足-600-25-1 【地下水位低下設備の設計方針に係る補足説明資料】（O2-補-E-19-0600-25-1__改3）
- （5）基本設計方針に関する説明資料 【第5条 地震による損傷の防止】【第

- 50条 地震による損傷の防止】(O2-E-D-01-0010__改3)
- (6) 地下水位低下設備に係る設置変更許可申請書の記載内容との比較表(概要版)(O2-他-F-24-0002__改2)
- (7) 地下水位低下設備に係る設置変更許可申請書の記載内容との比較表(O2-他-F-19-0009__改3)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	それでは4月20日、女川原子力発電所2号機工事計画認可に関わるヒアリングのほうから実際と思いますので、説明のほうを配布資料の確認と、その確認後設説明のほうよろしくお願ひします。
0:00:17	太陽東北電力の建てでございます。それではまず資料の確認の方から始めたいと思います。資料7点ございます。資料1でございますが該当する事象の科医8でございます。資料には地下水位低下設備の設計方針の解散でございます。
0:00:36	資料3補足600のうち、地盤の支持性能の海丘
0:00:41	資料4が調達の設計方針に関わる補足説明資料ということで科医の3でございます。
0:00:49	資料5番ですが、基本設計方針に係る説明資料をこちらの会議3でございます。資料6MWが
0:00:59	申請を設置許可時とも対処の概要版、こちらが下位の2でございます。資料7番がこちらの詳細版の会議の3でございます。
0:01:08	資料のほうはよろしいでしょうか。
0:01:12	それと資料のほう確認、特に問題ありませんので説明のほう開示してください。お願ひします。
0:01:19	はい、それぞれ説明を始めたいと思います。本日4月8日のヒアリングのコメント回答ということになります。進め方でございますが、コメントリストをベースで最初にですね、土木関係のコメント回答、そのあとで、
0:01:35	記念関係設備設計関係のコメント回答、その後保安規定関係のコメント回答と間に次挟むような形で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。
0:01:48	規制庁宮尾です。それでお願ひします。
0:01:52	はいそれでは最初土木関係のコメント回答から始めたいと思います。資料一番運営数値のコメント22ページ目をご覧ください。
0:02:08	はい。
0:02:09	資料1の22ページ目でございます。一番上の段のコメントNo.97番でございます。
0:02:17	こちらコメントでございますが、新統解析を用いた設計用地下水位の設定について鋭意P何回でも方針とCP中での保証含めて設計した設定者状況を整理して提示することというものでございます。
0:02:32	こちらにつきましては、3月2日の介護審査会合の資料のほうに反映緊待所内容でございます。こちらについて補足説明資料に準じ落とししていくという、そういう趣旨で前回お借りいたしましたということでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:48	こちらは 4 月 20 日の選んでございますけども、
0:02:53	そうですね。資料 3 の方ご覧ください。
0:02:57	資料 3、
0:03:00	はい資料三番でございます補足 601Eの資料でございますが、こちらの冒頭 2 ページ目の目次のほうをご覧ください。
0:03:12	ここで黄色のハッチング等で赤の破線にくっつけてございません。参考資料 1-3 という資料でございます。浸透流解析モデル概要及びアウトプットと設備設計の反映事項というものでございますが、こちらの今回新たに追加したものでございますが、前回のヒアリングでは資料 8 ということで別だとして、
0:03:32	説明をするものでございますが、こちらを今回の補足の中に収めたということでございます。
0:03:39	また、同じく、この資料 3 の 31 ページ目をご覧ください。
0:03:45	はい。
0:03:50	31 ページ目でございます。
0:03:52	こちら表の 3.3. 2 ということで、各審査段階での説明ということで記載してございます。こちらは 3 月 2 日の審査会合介護をお示した内容について、営推の設定方針という中に位置付けたというものでございます。
0:04:09	一応こちらの対応持って 3 月からの審査会合でお示した情報については、補足の補足説明資料のほうにすべて落としたということを説明してございます。
0:04:21	コメントNo.97 番については以上でございます。
0:04:24	次に別のコメントでございます。コメントリスト資料 1 に戻っていただきまして、資料 1 の 28 ページ目をご覧ください。
0:04:37	はい。
0:04:43	それと 28 ページ目でございます。コメントNo.121 番、でございます。
0:04:49	こちらですね、二つのコメントがこん中にございます。今コメント欄の上の 2 行でございますが、機能喪失の想定と各社浸透流解析モデルとの対応について、ちょっと関連も含めて整理して示すことということでございます。
0:05:05	もう 1 点としましては営推評価モデルにおける地下水位低下設備が故障モードを整理して説明することと、この 4 点でございます。これにつきまして回答内容の通り、二つに分けて回答してございます。
0:05:18	一つ目の回答でございますけども資料 3 のですね、39 ページ目をご覧ください。
0:05:34	はい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:36	資料 3 の 39 ページ目でございます。こちら図の 3-3-9 ということで各社浸透流解析モデルと設計の反映事項ということで記載してございますが、この中で、中です各モデルの下に補足資料との
0:05:54	清水経営を記載してございます。営推評価モデルなり評価モデルであれば、補足 600 のうちの AP83 相といった形でそれぞれ各モデルの説明先を記載しているというものでございます。
0:06:09	すみません、補足ございませんのちょっと誤記訂正させていただきます。割戻しの AP80 と書いてますのは、P82 でございます。
0:06:19	はい。
0:06:21	⑤平常水位予測モデルの P142 これが 144 でございます。
0:06:30	次のか総合評価モデル P130 が 136 でございます。大変申し訳ございません。
0:06:38	それと、このような形で今回仕事の大間崎付近の環境進みそうということでございます。
0:06:46	これは資料 4 のづく 625-1 につきましても、同様の構成に修正したということでございます。
0:06:55	以上が 121 番の一つ目の回答でございます。
0:07:00	次にコメントリストを持っていただきましてまた資料 1 の 28 ページ目をご覧ください。
0:07:11	引き続きコメント 121 番の②でございます。
0:07:15	こちらの回答でございます薄い設定上の来そのものの整理ということでございますが、こちらについては、コメント No.93 万でも同様の趣旨でコメントいただいておりますのでそちらでの回答も管理といった感じてという形でこの 121 番でお答えしたいと思います。
0:07:36	資料 3 の 75 ページ目をご覧ください。
0:07:48	資料 3 の 75 ページ目でございます。
0:07:52	黄色のハッチングがかかるところも前回から記載を充実させた箇所ということになります。趣旨としましては、77 ページ目のほうに表の形で考え方を整理しておったんですが、これにつきましては、この文章のほうで補足な補足的な説明を超えたというものでございます。
0:08:12	75 ページ目の下側ということで水位評価における運転状態を仮定したドレーン範囲の設定ということでございます。これ、上の文章の中で、
0:08:25	想定した事象容積故障第 A ドレンの部分予測といったものを挙げておまして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:32	そのあと表の確証も説明を加えてございます。表 3.3-11 の(1)と申しますのは、次の次のページ 77 ページ目の上のほうのグラフでございます。表でございまして、ここで挙げてございます
0:08:48	①から⑧の今状態のうち①から⑦については、水用保持できる状態、それに対しまして 8 についてはSEを保持できないということで、これは普及員そっちのほうで対応していくということで、そちらについては、
0:09:03	設計部等との別添 1 の設計方針についてこれ述べているということに記載してございます。
0:09:11	そこで次の 70、
0:09:15	6 ページ目でございますけども、こちらは、
0:09:20	次の 77 ページ目の表の下は下の(2)のほうの説明でございます。今までのAIIka-⑧という状態に対しまして、すべての組み合わせを考えますと 32 ということで、この表の通りで組み合わせが出てくるわけなんですけども。
0:09:37	その中で、毎月水位が高めに出て来るケースということで京成からDの 4 ケースを抽出したということでございます。
0:09:49	あとですね、ここはもポンプの状態と関連付けた集排水機能の状態ということで、整理をしておるんですけども、ドレンの部分閉塞という話については 79 ページ目以降の方で整理をしてございまして、こちらについても記載を加えてございます。
0:10:09	改めて 79 ページ目をご覧いただきたいんですが、歯どめの部分閉塞の振れ取り扱いということでそれについては、設置許可時の方針と同様でドレンの上部閉塞を仮定しても集積の影響がない範囲を考慮していると。
0:10:25	ということでございます。この
0:10:28	そうですね。破線の利息と書いてる中にイメージを書いておりますが、審議会については、部分で、うちで分析しても、
0:10:39	地下水今というかそういうことも可能であると、そういった範囲を可能として考慮しているということでございますし、その括弧の交換につきましては、まずそもそも岩盤中ぐらいの土砂の供給がないということと、
0:10:55	どの部分閉塞の想定、今、まとめですけども、それに対してちやおう右側のポンプの故障といったそういった想定の方のSWISS影響としては大きくなるということで、ポンプ包絡性包含されるという考え方をここで記載してございます。
0:11:12	また、その閉塞しにくさという部分につきまして、次の 80 ページ目のほうに補足的な説明を加えてございます。企業でハッチングかかっている固まりがございまして、炉の保守管理というところでございます。どの辺の

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:28	土砂が質問 1 番目の産業ですが、土砂が流入する可能性が非常に小さいということにつきまして、注記 1 のほうで資金実施しまして目視点検の結果をちゃえてございます。マップ開始後ですね、16 年或いは 23 年というような
0:11:46	間ですね、特にごみとなっていなかったトレイについて立ち入って堆積状況が確認されますが、Table わずかに堆積が確認され程度とそういった状況でございました。そんなことを情報と積載してございます。
0:12:03	この A の保守管理の中ではドイのまず範囲として、
0:12:10	その手術ですね。耐久性耐震性保守完成と、そういった要素を範囲を限定するというので、あとは修正機能喪失する要因をそろそろ抽出した上で、純層の機能維持することが可能というふうに整理していくということ。
0:12:30	また、試験施工によって内部の確認ですとか、洗浄そういったことも一応確かめられているということでさらにということで、今後の保守管理とのやり方とかそういったそういったところから実際は、
0:12:47	款の閉塞に至るリスクというのは中身がよくないということをここで補足してございます。
0:12:54	ちょうど洞道関係のコメント回答としては以上でございます。
0:13:01	ここで一旦、
0:13:04	次によろしいですか。
0:13:07	規制庁のようですけど、そうしますけど 1 回土木のほうの所質問の方を
0:13:12	受け付けたほうがいいですが、それでいきたいと思いますが、質問ある方。
0:13:18	なければちょっと私の方からちょっと整理する意味で確認です
0:13:23	今言われた、まずその 75 ページから 70。
0:13:29	88 にかけての話というのは、
0:13:31	少し私は土木のほうのヒアリング出てないので、確認のみでさせていただくの初めに言われた 39 ページで出されてるます評価モデルの中で、どういうふうに施工の水位を高く設定するかと、要は保守的についでいうところの検討の中で、
0:13:48	要は全部今回設置する地下水位低下設備が例えば全部機能喪失した場合つてのはそもそも前提としてはこれを設置許可の前提になっている地下水位低下設備に期待するということに対して、
0:14:05	期待しなくてもよくなってしまうので、そこはおのずとながら排除されるだろうということ 77 ページの⑧っていうのは、想定されないということで外されてると、一方で、①②③すいません言うと、どれかの系統が生きている。
0:14:23	3、表の 3-3-11 の右側の表で言うと①②③で薄いグレーのところについては、機器が正常であるので。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:33	そうすると水位を設定するには、地下水位低下設備が機能維持してれば、当然上がってこないの、そういう意味だと水位が高くないので、123を外されるので結局結果的には123と8は外しているという理解でいいですね。
0:14:52	はい東北電力の伊達です。その通りでございます。
0:14:57	規制庁、その上でじゃ4④から⑦をどう想定するかっていうところになったときに、
0:15:05	要は2系統に1エリアに2系統ずつあるうちの1系統の機能喪失を
0:15:16	東側に違うかな、どちらか一方の機能喪失を励行に想定することによって最終的に営推がどこに来るかというのを、ここの
0:15:26	77ページ78ページで検討したということと有事式ですね。
0:15:33	はい、東北電力の伊達です。その通りでございます。
0:15:37	ここよりもちょっと今までの設備、多分少し75ページから76ページまでの説明の内容は、
0:15:46	理解はしているのですが、
0:15:49	極論の話が少しやっぱ追加したほうがいいかなと思ってます①と④がなぜ余る123と8がなぜ想定しなくていいのかっていうのは、
0:16:02	不明確に書いたほうがいいかなと思っていいますので、そこちょっと修正、追記していただけますかね。
0:16:10	はいとく電力のでございます承知いたしましたの水位を高くするという目的のもとで今からDを選んでいるということですので、その上でわかるような形で付き添いと思います。以上です。
0:16:23	それと規制庁の宮本です。私のほうは以上です。ほかあれば、
0:16:33	規制庁の真鍋です。資料3-80ページですね、あの炉の保守管理のところのちょっと最後のパラグラフのさらにのところなんですけど。
0:16:45	これはあれですか。今後の予防保全対象ということなんですけど、個々の機器、機能確認は、
0:16:56	保安規定なりその保全プログラムなり、そちらのほうでは今後どういうふう位置付けていく予定なのかちょっと確認させてください。
0:17:10	そうそうお待ちください。
0:17:50	特別の手当でございます。今の5隻いただいたドレンも含めまして、難しい仮設の規模を保持する上でも必要な設備の範囲につきまして、今後保全計画に定めてそん中で管理していくというふうにご検討させていただきます。以上です。
0:18:07	規制庁のものでわかりました。私から以上です。
0:18:16	規制庁の嶋で狭ちょっと1ヶ所を聞くの忘れてました。今の資料3-3。
0:18:21	ページ、資料の77ページの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:25	4 から 7 のところで、
0:18:29	4 と④と⑥、
0:18:33	⑤と⑦を別々に想定しているっていうのはなぜですかね。
0:18:38	場所場所っていうか、位置の問題なのか設置高さが微妙に違うから別の別に寄っているのかどっちなんですかね。
0:18:51	東北電力の伊達でございます。ちょっとそれでもう 1 丁目 3 今から事業 4 種類を検討する理由についてという趣旨でよろしかったでしょうか。
0:19:04	そうですね⑨、④から⑦のうち、④と⑥、
0:19:11	⑤と⑦のって、見た感じ同じように見えるんですけど、それぞれ下で言うとバラバラにしてるのは、
0:19:19	バラバラに想定しているのは、要は 1 系統に二つ、2 系統あるんですけど設置位置の問題なのか設置高さの問題なのかで、この下のパラスタで別々にしてるのか、そこをちょっと教えていただきたいんですけど。
0:19:36	東北電力の伊達でございます。村長表示が悪くて申し訳ございません。表の 3-3-11 ですね、77 ページ目のその下の(2)の備考欄のほうに記載しております通りの内容としては重複してるものを上げていると、あくまで括弧音波①から⑧の
0:19:54	ですから、機械的にも展開しているもので重複するものもちょっとあるので、若干わかりづらくなってますが、そういうことでございます。以上でございます。
0:20:07	方向類も下は特にだから違いはないっていうことですね。
0:20:13	はい。違わないという理解でいいのでございます。以上です。わかりました。私のほうは以上です。あと何かあります。
0:20:22	こちらから土木関係の質問以上ですので説明続けてください。お願いします。
0:20:31	はい、それはノクリアン向こうへ新設計側のコメント回答を進めさせていただきます。資料 1、17 ページをご覧ください。
0:20:44	17 ページ 8 シノ No.89 No.90 日をこちらは基本設計方針に関わるコメントとなっております。
0:20:55	7 月 8 日のヒアリングにおいて御すてきいただいた項目については、No.113 にまとめて整理しております。
0:21:03	ナンバー 113 ですね、資料 26 ページをご覧ください。
0:21:11	はい。
0:21:17	26 ページ、No.113、こちら基本設計方針のコメントになります。♪内容といたしましては、
0:21:25	地下水位低下設備の設置目的は尋ね性の考慮について協議した上で、各機能の構成をする前明確にしとすることと、ことでいただいております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:37	こちらのコメント回答内容ですが、地下水位低下設備は建物構築物に作用するものを記録に着目し、
0:21:46	意見書とぴあシステム建売は試みたい 3 号機海水熱交換器建屋及び設置することにより地下水位を一定の摩耗実施検証建屋仕事TiO三ケ日操業期間中のプラント建屋に作用する 5 月ブック設計圧力以下
0:22:05	個人のふるシヨップとする。
0:22:08	そうそう希望する人閉塞防止機能を今週機能を監修料金及び機能により構成し、各業務プロセス診療をする分岐設置することで、二成分特に強い意思がある旨を
0:22:24	基本設計方針を記載しました。
0:22:27	また各勤務を構成する基金はどの間いて設置個数を明確にしております。
0:22:33	こちらの買い戻し資料 5 をご覧ください。
0:22:38	資料 5 は基本設計方針となっておりますので、そちらのページで、左のス左下の 37 ページをご覧ください。
0:22:54	37 ページ、こちらに就か過ぎ低下設備の基本設計方針を処理しております。こちらの機能ハッチング部分を下の行から今日今ほど御説明しました復旧方針。
0:23:09	続いて、左下 38 ページに行きますって。
0:23:14	掃気部の機能工夫を整理しております。
0:23:18	突風来ます組みオバラからデフレ肝機能に関わる工業ルピーは機器について、突栗早期整理しております。
0:23:26	その中の 3 段落目、
0:23:29	現場含めに排水機能等監視企業記号の記載を整理しております。
0:23:36	こちらは
0:23:38	まずそれについて用水路の多重性と整理がうまくできるようになっていなかったところ、適正かつ申請しております。
0:23:50	また、排風機能と冠水機能につきましては、もう数秒異物二分一基当たりの個数をわかりオウム修理をし直しております。
0:24:03	こちらの左下 38 ページの一番下のハッチングの部分をご覧ください。
0:24:10	一番下のハッチング部分になりますが、こちらにですね、系統の意味位置付け、こちらの処理しております。
0:24:22	PULiMS被害者 39 ページをご覧ください。
0:24:28	3 ページですが、一番上の黄色ハッチング部分になりますが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:34	時許認可上におけるた人生独立性の定義ということで、今原子炉建屋通常家庭折り合わせ及び対3号機海水熱交換器建屋エリアにそれほど幹の水道設置することで、田尻評議特に今日備えるということで、
0:24:51	協議を明確にしております。
0:24:55	基本的にですね、
0:24:58	このスタート黄色ハッチング部分でソースターム発言につきましては、可搬ポンプの工数に関してのコメントいただいた内容になっておりまして、可搬ポンプユニット1個当たり意味栄養
0:25:13	キャンペーンとですね、3個設置することを明確に記載しております。
0:25:20	あとこちらが一番隅黄色ハッチング部分ですね、こちらも都度素案規定との説明がありますが、運用管理の記載事項を適正化しております。
0:25:33	そういうことで基本設計方針に関わる申請内容としては以上となります。
0:25:40	はい。
0:25:41	もう一つ、資料1、コメント回答を集計させていただきたいと思います。
0:25:50	資料1をご覧ください。資料1の
0:25:55	2007ページになります。
0:26:01	M7ページのNo.116。
0:26:06	こちらはコメント内容といたしましては、可搬ポンプの容量聞いていこうたりの容量と参考状況の容量がわかるように修理して記載して説明することということでコメントを受けております。
0:26:21	コメント回答内容としましては、経営管理のポイントに搭載する間ポンプについては、要するに量の最大流量8078地理上例を配布できるように、いわゆる114立米/h声も。
0:26:40	各ポイント3個配備し、計342立米。
0:26:45	平均値当たり8018立米の容量として記載を明確にします。
0:26:52	こちらの内容につきましては先ほどの資料5分内容と、あと資料にもごみも配置しておりますのでご確認いただきたいと思います。
0:27:02	資料2-30ページをご覧ください。
0:27:11	資料2-30ページの黄色ハッチング部分の上から二つ目ですね、可搬ポンプのところですが、戸数さん容量114立米/hマイクあたりですね。
0:27:25	そして教育342立米という言葉が記載を整理し直しております。
0:27:35	No.116の回答としては以上となります。
0:27:40	聞きましてナンバー117資料1のNo.117をご覧ください。
0:27:50	はい。
0:27:51	まず117のコメント内容ですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:55	前回ヒアリング時の資料に補足という項目があったんですけども、その補足も項目名称が、
0:28:03	あまり適切ではなかったので適正化することということでコメントいただきなさい
0:28:10	あとですね、地下水位低下設備も系統構成及び協力等協議して説明することということで、No.117 コメントいただいております。
0:28:21	回答毎回としまして、①②両脇と処理しております。
0:28:26	まずそいつとして含む項目名称の適正化に関わる場所ですけども、補足として地下水の挙動を示した部分につきましては、この地下水位低下設備の機能喪失時の挙動を
0:28:41	6月3日地形が動作可能である場合の挙動を流れとして整理して評価しております。
0:28:51	こちらのほうは資料2ですね。
0:28:54	SP2-33ページをご覧ください。
0:29:06	資料2-33ページ、こちらのほうを運営映像の6-3ということで昨日も
0:29:14	地下水位低下設備の基本フロー地区の地下水の挙動ということで、名称を適正化しております。
0:29:23	そういつて40ページをご覧ください。
0:29:33	というもののページ、図面7分にですね、こちらのほう右地形ループが動作可能である場合の地下水の挙動についてという事で項目名を適正化しております。
0:29:48	①の回答としましては以上となります。
0:29:53	資料の117に戻りまして、②の回答をさせていただきます。
0:30:00	②は地下水位低下設備の系統構成及びケーブル等の整理ということで、こちらのほうは、地下水位低下設備には影響する建屋水位を建屋折り合いを見たい3号機海水熱交換器関係売り上げ
0:30:16	それぞれ2基設置した揚水量に対応した浸水機能としてどれも見含めます。
0:30:23	基準閉塞防止機能として、揚水同様に蓋を開封機能として、揚水ポンプにより配管監視総合機能として普通教育評判
0:30:33	分岐として電源というメンバー及び弁の設置することに交付により構成し、
0:30:40	募集方法と分岐強な機能及び機器をうち教頭と位置等々で書くような場合の地下水を一定の範囲に保持できる設計とし、
0:30:50	秤量し教頭公表明確にします。
0:30:55	LCO設定方針を受け系列の考え方を1系統討論振り色彩を明確にしております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:03	これにつきましては、
0:31:05	資料右ですね、こちらの 3 ページをご覧ください。
0:31:17	資料 2-3 ページの
0:31:25	4-1 ですね、追加調査計画説明会をこちらのところに 41 系統、こちらの定量整理しております。
0:31:35	プロで 35 ページ 36 ページですね、こちらをご覧ください。
0:31:43	じゃあ、
0:31:46	3-5 ページ、こちらの無それを保安規定で担保説明することになりますが、7-1-1 ですね、こちらの黄色のハッチング部分に、1 系統の整理を整理して、
0:32:02	非常にいいますと、それが 36 ページにかかって系とっております。
0:32:08	内容としてはリング回答は以上となります。
0:32:14	資料 1 に戻りまして、27 ページの No.118 をご覧ください。
0:32:23	No.118 のコメントで手話でコメント内容としましては、基準適合上の多重化に対応する記載と深部費用構造における機器の単独のタミフル記載こちらが整理がうまくできていなかったのもので適正化すること。
0:32:40	こちらは設置変更許可に示した基本方針を踏まえて付議すると復旧することと
0:32:46	いただいております。
0:32:49	内容としましては、F 変更許可段階で示した基本方針を踏まえまして、
0:32:56	基準適合増もた脆化に係る記載については、地変に関する経営規則の第 14 条第 1 項に基づき、原子炉建屋数量建屋よりは見た図 3 号機海水熱交換建屋、
0:33:11	それぞれの動きに揚水どう設置することで、多分書及び独立性をつない復旧とすることをちょっと方針として明確にしました。
0:33:21	また、揚水ポンプ風景、こちらにつきましては、工事計画段階炉、さらなる信頼性向上を図る観点から抽出することとしまして、揚水ポンプについては、各揚水導入以降、
0:33:36	合計 8 個の共通点は、
0:33:39	シュラウド内水ローンリレー機能及び、シノ操業を行うため各用水道に参考合計 12 校設置することを記載しております。
0:33:49	内容につきまして資料 23 ページから職務させていただきます。3 ページをご覧ください。
0:34:03	3 ページの 3 の類シノ飛行場の品質のところ、
0:34:08	黄色ハッチングで

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:11	先ほど来説明した各エリアにそれぞれ 2 基をフィード設置することで尋ねフェア及び独立性を備えるということで記載を整理し直しております。
0:34:22	突風期末ていう
0:34:25	シール部について、
0:34:31	はい。
0:34:35	次のページをご覧ください。
0:34:42	次のお客さん機能の復旧方針の協力しているんですけども、勤労者支援を ドイ。
0:34:49	それから三つ目に見えて進めて、信頼性向上を図るため、揚水ポンプ及び徘徊を革命上水道複数設置要領ということで大きく先ほど許認可上におけるページ旧独立とは別の機械運営協議し直しております。
0:35:09	同様に 100 条ご覧ください。
0:35:14	1 款主要機能の復旧方針がございますが、こちらも先ほどサービス機能と同様に、
0:35:24	続きましては、フェーシング表向上を図るため、各揚水同様に複数周知するという ことで修理し直しております。
0:35:35	表のNo.118 の回答となります。
0:35:41	その他ですけども、資料 2-29 ページをご覧ください。
0:35:54	資料を見紅葉の緊急時の 6-2-1、予備品を配備のところですが、分解す ね、
0:36:04	STPTいただいていた予備品も配備数ですけども、各エリアごとの配備数を 確認するよにということで御指摘いただいておりますので、こちら の方で進めて各指針について、
0:36:21	各には一行程度で、
0:36:25	それぞれの再民主多め意識しております。
0:36:30	続きを 30 ページをご覧ください。
0:36:35	30 ページ、6 組のみかんポンプについても配備の下から 2 行目のミスになる んですけども、こちらに先ほどの予備品と道路志免還付日当砂各部日光
0:36:50	京葉銀行配備するということで記載を見直しております。
0:36:57	はい。
0:36:58	はい。設備設計上に関わるコメント回答としては以上となります。コミュニティ タ ンクにはさせていただきます。はい、ありがとうございました。規制庁ミヤモト です。それでは今のところで設備設計のところで質問ということで、
0:37:15	私のほうからちょっと質問というか確認をしていきます

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:20	まずですねちょっともうページ数頭から言ったほうが安いかなと思うので、まず、基本設計方針入る前に 2 の資料の
0:37:30	一番初めのところ、今回 3 ポツの地下水設備の設計方針、これ直されたんですけど。
0:37:38	これ、この表現だと、許可と整合しているのでしょうかっていう質問に対してはどうなんでしょうか。
0:37:57	はい。
0:38:00	はい。トークブロックの
0:38:03	こちらの内容につきましては、許可と整合するをに終了した。
0:38:10	認識しております。
0:38:12	規制庁のミヤモトですけれども、設置許可で言っているサイン条第 2 項の部分は、
0:38:19	どこに行ったのかがちょっとよくわからないので教えてください。
0:38:26	はい。
0:38:31	気相部つけ足さ
0:39:06	原子力規制庁の宮尾ですけど、先にも言うんですけど、2 では明確にそこは書いてあるのに 3 はおそらく容圧力が崩落するので記載をしていないというのが今現状だと思うんですけど、それだと設置許可、
0:39:22	これはこの中の内容の中でも、そごが出るので。登用圧力は最終的にはすべて一番最善なの一番初め来るのでどうしてもよう圧力に着目するんですけど、液状化っていうものも含まれた
0:39:39	目的として地下水低下設備が設計方針として示されていないければ、一般には整合しないと思うので、よく確認してください。
0:39:50	特に向こうの送気いたします。Valueについて確認し適正化させていただきます。
0:39:58	あと 3 ページに行ってますね。
0:40:03	えっと信頼性向上の方針これちょっと基本設計方針ともダブってるところがあるので先に言いますけどちょっと私も前々回から指摘したときに明確にはなかったというか少し 9 月湾の話置き換える乗り技術基準をこれ持ってこられてるんですけど。
0:40:21	おそらく今の技術基準の第 14 項第 1 項を読むとですね、これは第 2 項に飛んでですね。
0:40:29	要は保護設備とか、非常用電源ということで個別の設備に飛んでしまうので。
0:40:35	この 14 条第 1 項に基づきでは何を指してるかわからなくなるように思うんですけどいかがでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:50	修正さ
0:41:04	やったらアベですが、今の講師的は理解しつつもですね技術基準を読まない と今年の
0:41:15	対応にならないと思ひまして、該当するのが 14 条第 1 項。なのでこれこれに 準じてっていう書き方。
0:41:25	が適正だったかなと思ひますけども、そのような認識でよろしいでしょうか。規 制庁ミヤモトですけど、ちょっと私の言い方が悪かったのかもしれないんです けど、設置許可の第十二条 2 項に規定する多重性及び独立性で特にそこは、
0:41:40	許可と整合とれるのかなと思うので、ここで技術基準を持ってくるというより は、設置許可でもともとと言っていた 12 条第 2 項持ってくるので揉ん問題ない かなと思うんですけど、だからこの記載の仕方としては
0:41:57	ええと設置許可を基準第 10 条、12 条 2 項かな。
0:42:02	だから、
0:42:05	例えば頭出しが原子炉建屋及び熱交が痙攣設置する地下水位低下設備は始 まって、設置許可基準第 12 条第 2 項に規定する多重性及び独立性を確保し た設計とするっていうふうにシンプルに書けばいいのかなと思うんですけど も、いかがでしょうか。
0:42:23	はい。当グループワタナベでございます。こう指摘の趣旨、理解いたしました 我々もここどういふ書き方統制ばいいのかっていうこと正直悩みまして今の書 き方にしたんですけども、この御指摘踏まえて適正化したいと思います。以上 です。
0:42:42	はい、お願いします。あと、ちょっと質疑今日回答いただいた中の 4.1 の話、こ れちょっと基本的法人どこにもはねるんだけど、地下水位低下設備の概要の 書き方が、前回明確に多重性の話を書いてくださいという話だったんですけ ど。
0:43:00	ここで言っているのは、
0:43:05	揚水井戸を多重化することで、基準適合を持っていこうとされてるんですか。
0:43:15	特に僕の通りでございます。
0:43:23	少し社内によく確認していただきたいんですけど、地下水位低下設備の
0:43:30	持っている系統を機能を 2 系統することによって多重化だと思っているので、 そういうふうな御認識であれば我々の認識と違うと思うんですけど、いかがで しょうか。
0:43:46	東北電力能力。
0:43:49	3 分の 1 をするこちらのほうの記載がありますので、
0:43:57	今ご指摘聞いていただけます通り、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:00	水道の設置機器
0:44:04	昨日、昨日実はお尋ねすることで、
0:44:08	出勤をするということで記載を改めさせていただきたいと思います。以上です。
0:44:15	規制庁の宮尾ですけど、この書き方っていうのを他のプラントプラントじゃない設備でも明確に書いてあると思うんだけど、要は、100%の計っていう機能を持つシステムを2システム設置その1システムをこういう構成をしますっていうほかの
0:44:32	設備の書き方を見ていただければ同国美化っていうのはわかると思うので、そこは社内によくワタナベさん含めてよく確認した上でここ書いていただかないと、今、結局これ何が言いたいところがよくわからない概要になっちゃっているんで、そこは注意してもらいます。
0:44:54	はい、渡辺でございます。隊編成いたしました。しっかり他も確認した上で考え方としては見本さん御指摘の通りの考え方で記載したつもりではおったんですけども、今一度ちょっと他との整合を含めて、
0:45:10	適正化を図りたいと思います。
0:45:14	。
0:45:15	はい、よろしくお願いします。所々ですね、要はこの用水道2基設置することが多重性のように読めるといえるところが今回直したところで多々あるので、
0:45:28	そこはよく社内を確認くださいよろしくお願いします。
0:45:44	規制庁みようでちなみに7ページの、例えば今回直したりっていうの多分2基のままでいいと思いますけどねこれは構成を説明してるから。
0:45:53	なので、その辺よく中身を確認してくださいね。
0:45:58	東北電力甲府措置いたします。
0:46:02	ちょっと話がね。
0:46:22	17ページの、ちょっと先ほどの指摘と同じですけど排水機能今回黄色くしたところも、これはシステムで示すべき場所だと思うので、そこをよく確認してください。
0:46:35	よろしくお願いします。
0:46:38	東北電力を想定いたします。
0:46:47	あと19ページ、これ最後揚水ポンプの工数を当てることで、各揚水井戸に2行合計8校設置するんですけどここもシステム含めた書き方にしといてください。ポンプだけの工数ではなくて、
0:47:03	要はどういうシステム構成になって最終的に8項になるかというのわかるように記載してください。
0:47:13	東北電力の数値いたします。
0:47:20	ちょっと待つね。
0:47:45	20ページのこの監視機能のところの書き方もそうですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:52	まず黄色の部分。
0:47:58	これを多分考え方としては原子炉建屋は経理は倒産合計量に設置する地下水水位低下設備実経路ごとに必要な決定基数を設置することで多重性及び独立性を確保するっていう意味だと思うんですけど。
0:48:13	初めに追記された内容がそれとは思えないような記載なのでよくシステムで制御システムで表現しないと
0:48:26	異動で説明されてるので。つじつまが合いませんのでよろしくお願いします。
0:48:34	職員 6 の嘘つきいたします。こちらの修正いたします。
0:48:42	申し訳ございません。東北電力の辨野でございます。今程一連としての流れとして、冒頭御説明をさせていただいた御指摘いただいたPさんとP4 ですね資料 2 の、こちらでちょっと私どもの 4-1 の構成についてわざわざ表-4-1 で地下水設備の
0:49:02	設定のこういうものが 1 系統当たり全部ありますって書いてあるのに水道みちとかいう表現になっているというふうなちょっとそこがそこがあるというふうに認識しておりますので、この表の 4-1 の構成を含めて 2 系統、或いは 2 基、そういったきちんと整理するように、
0:49:17	ぜひさせていただきます。以上でございます。
0:49:19	よろしくお願いします。多分ですけどこの辺やっぱりプラントの
0:49:25	片が入っていただいて、多分そのプラント設計で書かれてる内容をよく確認してPRではないと、少しちょっと多分混乱してる場所があると思うので、いろんなところで信頼性向上のために設備をふやしてるんですけどちょっと整理がやっぱり前回に引き続きできてない場所があるのでよく確認してください。
0:49:46	ちょっとね、
0:49:49	設備仕様のところの 21 ページ。
0:49:54	これ 21 ページの内容っていうのが、
0:49:59	一言で言うちょっと何が言いたいのかよくわからないっていう
0:50:05	出ようが、ちょっとね、設計仕様なので。
0:50:09	これ整理してよく書いてもらいたいんだけど、私の認識だとね。
0:50:13	要は参考の推計を通常ツアーアウトオブスリーの論理で起動日停止の制御を行うというのがまず大前提で 1 個故障した場合は東部通過な論理として制御を行うと。
0:50:27	だから歳出最低的最低としては 2 個であれば、数、ポンプの水位監視はSuica散水管理はできますっていうのが、下部前半なんだけど、初めの 1 パラアベ月オオトモⅢなんだけど、また以降が東欧とうんと通過
0:50:45	要は、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:47	故障の話を書かれていて、結局ちょっと
0:50:50	結果的には2項の2項の最後残ったやつでもその最終的には16す起動するために必要な話を書かれてると思うんだけど。
0:51:01	ちょっとその辺がよくわからない記載になっているのでここの記載を明確にしてくださいそれでいいですかね。
0:51:12	言ってるのかって、
0:51:15	四国電力の敷設いたします。こちら修正をさせていただきます。
0:51:21	あとで明確に書いておかなきゃいけないのはここで言ってるのは、各系統に設置する経営推計は揚水ポンプの自動起動の停止の信号と。
0:51:32	自動起動及び停止の信号送信する機能を持つ設計とするしなきゃいけないんだけど、そこが何かこうばらけて書かれてるので。
0:51:40	そもそも軌道起動自動停止が水系の一つ目の目的なんだけどそこは明確に書かれてないので、そこを明確に書いてくださいね。
0:51:56	ただ、
0:51:59	はい、東北電力による、こちらの政府プリンター決まった後ですね、ちょっともう続けて言うとなんで、水系のKF警報設定については、要はまず揚水ポンプの交渉等の判断のために水位高警報を設定して、
0:52:16	いるんだと思うので、遂行警報が何のために設定しているかっていうのを明確にここを書かないと思ういけないと思いますんで、あと、地下水位低下設備が機能喪失LCOの判断に必要な警報として遂行口径を設定するっていうところ。
0:52:33	不明確に、初めの数要はその三つの目的を明確にここに記載していただかないと。
0:52:40	この文章が要は運用のところと水系の話が要は
0:52:47	まざった形で書かれているので、ちょっと整理しないとここで言っている。
0:52:54	説明し設計仕様の説明になってないと思うので、
0:52:59	よろしくお願ひします。あとは揚水ポンプ運転にもかかわらず遂行発表発砲する場合にはもう一方自動起動させるとか、
0:53:09	中央政府の電源喪失時は揚水ポンプの交渉上は株価の警報が発報する設計とするということで、すべての警報が中央清潔発報させる設計とするということで、設計の主要明確に書いてください。いいですかね。
0:53:27	東北電力の雨水設備復旧しようすると、閉鎖を整理させていただきます。
0:53:34	以上です。
0:53:54	あと、
0:53:56	23 ページ目一杯日程

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:03	これをちょっとですよ。
0:54:14	水系の工数は、
0:54:17	だからこの書き方が水系の工数で使うと皿の論理で行う国道 3 個合計 12 行っていうところの説明がですね、こここれを超えてるんだったら、三坑必ず必要のように、
0:54:33	読めるんですけど、先ほどの 21 ページの説明だと二つでも制御可能っていうふうになっているので、その書き方はよく検討してくださいね。
0:54:55	はい。
0:54:56	あと、電力の中島です。基本的にはツアーアウトオブスリーで制御する上必要な個数は 3 枝、
0:55:04	ということのみ資金でありますけれども、設備設計として生計 8 台故障議題は故障時でも可能なように設計をするのでちょっとそこへの整備等、あと保安器等の
0:55:21	その時に達するの処理がひもづいていますので、所則はのフォーム規定団塊うちちょっと議論させていただければと思います。
0:55:31	以上です。わかりました。構想としては 12 コマあわかりましたじゃあ今のところは 10 今の現状でもいいかなと思います。
0:55:39	設備設計のほうは、
0:55:45	以上です。あと他あれば、今の上のコメントを踏まえると共生結構関わらるので、当然基本設計のほうの 5 の資料の 5 の資料にも今のを確認を踏まえて修正をよろしく願います。
0:56:05	教育部方向の創設いたしました資料の修正をかけております。つまりオオトモで資料を適正化したいと思います。以上です。
0:56:14	はい、後藤市の方以上で佐藤を追加あれば、どうぞ。
0:56:23	すみません、規制庁の止野です。今ミヤモトの話があった通り、多分基本設計方針の方も修正があると思うんですけど、それを踏まえた上でちょっと確認なんですけど、資料 5 の
0:56:38	ちょっとさ 38 ページ目。
0:56:43	に基本設計方針の記載があるんですけど、
0:56:47	んな何て言えばいいんでしょうちょっと
0:56:53	日本語としてちょっと知っ変なドイかちょっと記載ぶりはちょっとなじまないと思うのでちょっとコメントだけさせていただきます。
0:57:01	例えば中段の各機能のところですけど、データ集水機能についての規制があつたりするんですが注水機能は

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:10	接続するってなってるんですね、ここもそうなんとかの機能は設置するとかになんて、その主語と述語があって大よかに思われます。
0:57:22	それと、多分修正機能とか言いたいのは、
0:57:26	ドレーン及び接続のその各揚水井戸に接続することで、地下水を揚水井戸に集水できる設計とするということが多分痛いんだろうなと思うんですけど。
0:57:38	昨日の手法で、
0:57:40	接続するとかなくなっちゃっているんで、日本語としてちゃんと部分全体的にちょっと主語と述語が合っていないけどその熱交ちょっと見直していただけますか。
0:57:56	報告の通り、当初の公衆にくるって見直す機会と思います。以上です。
0:58:04	はい。あと例えば排水機能は所は地下水の最大流量アイスいずれのために必要なポンプを設置するって書いてあるんですけど、一方で下の監視機能を推計を設置するとか書いてなくて、これこれこういうことをするために推計をこういうふうに設置しますという設計方針としてちゃんと書く。
0:58:24	必要があると思っておりますので、このあたりの記載ぶりは基本設計としてどういう設計にするんだっていうところをきちんと記載をした人適正化が必要だと思っております。
0:58:40	遠くの方でひとついたします。こちらのほうの内容を確認して申請をさせていただきたいと思っております。以上です。
0:58:55	後ですね冠水の機能についての推計を設置することだけが記載されてますけれども、地方制御室に警防きちんとは出るというのは基本設計方針だと思いますけれども、ここに記載をされてない理由があれば教えてください。
0:59:19	はい、遠くに含まれる。
0:59:21	こちらの情報と勧めという凶暴な企業の担当になるようですね、サンプル処理して記載したいと思っております。以上です。
0:59:32	はい。多分ミヤモトのコメント踏まえていろいろ修正がある中で基本方針も直していくと思っておりますけれども、今のコメントを踏まえてへのまた全体的に適正化していただきたいと思っております。私からは以上です。
0:59:50	規制庁の儘田です。今の趣旨と同じ資料 5-38 ページなんですけれども、
0:59:57	今ミヤモトとシノからあったコメントで範囲を反映されてるんですけど、38 ページの一番下の黄色のところ
1:00:07	ちょっとこれコメント 117 に対応するところなんですけど。
1:00:13	預揚水井戸ごとに必要な機能及び機器を 1 系統と位置付けていうのは、
1:00:21	これは目明確になってるんでしょうか。ちょっと必要な機能及び機器がちょっと明確でないように思えるのでもし明確になっていなければ、明確にさせていただくことを検討いただきたいと思いますと思うんですけどいかがでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:38	。
1:00:40	はい、久保です。こちらのⅡ、
1:00:44	必要な機能が進み、こちらの数が確認加味オーナーもらうように改めたいと思います。以上に
1:00:57	はい。規制庁なのです。私からは以上です。
1:01:12	規制庁藤原です。私のほうも、⑤のこの同じく非左下 37 ページの基本設計方針のところ、
1:01:23	なんですけども、その日本語だけの話でちょっと
1:01:26	確認しますのでBポツのこの第 1 パラグラフのところなんですけど、第 1 パラグラフの 123C555 から 6 行目で迷う圧力液状化の影響について考慮しているという文書聞いてて、
1:01:42	そっからずっといち 2.123 層、C567。
1:01:50	8 行目ですか、8 行目でこの次の文章は聞いてて、何々によって水圧懇談の形化する地下水を設定し水圧の影響を考慮するってなってる、要はちょっと一つの前の文章だと、要は圧力と液状化の影響って書いてあるにもかかわらず、
1:02:07	いきなり何か水圧の影響に何かぼんって話が飛んでしまって、さっきミヤモト話でも同じなんですけど、要はそもそも何でこれが選ばれているかという分かってはいるものの何か急な感がある内容日本語としてロジックがちょっと取ってないので、
1:02:25	もしかしたら起こって、第 1 パラグラフの水圧の影響を考慮するっていうのが入らないような気もした地下水を設定することが多分目的なのかなと、要はの文章については、各目的をちゃんと考慮したその最終的な末尾の文書をつけていただきたいというのが、
1:02:43	1 点目で、2 点目、この第 2 パラグラフさっきのミヤモトが言った通り中 9 任用圧力に変わってもこれも私も同意見ですのでちゃんとなんでこうなる形がちょっとよくよく整理ください。
1:02:55	あとちょっと分けないように、この第 2 パラグラフ以降でちょっと 37 から 38 にかけての文章がすごい長い文章で、どの部分がどこに行くかかっているのか非常にわかりにくいですね。
1:03:12	具体的には 30 の一番決から始まる作用するよう圧力を設計許容圧力に保持する設計とし、
1:03:22	この設計としてっていうのは、そのあとの後ろの文章にある機能にかかっているのか、それとも個々のパラグラフの中でその平行なのかっていうのが全然ちょ

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	つと読み取りにくいですね、ここで書いてある内殺すドイような機能と設計多分 パラで書いてるんだと思うんですけど。
1:03:39	ちょっとわかりにくいので、そういった点も踏まえてなかなかちょっと人文章は ちょっと構成を考えたほうがいいような気がしました。
1:03:47	日本語の話だけですけど、いかがでしょうか。
1:03:53	採決を含むくの上で、こちらの降雨いただいた踏まえまして、パウチパラグラフ パラグラフ留守に
1:04:02	規則の条文関係等も踏まえてですね、わかりやすい文章に止水性を伝えたい と思います。以上です。
1:04:11	はい、すいません、この建てですけども今のそちらさんのコメントに関連施設 の水圧の影響考慮というところをの記載なんですけども、許可時のその補正 の書きぶりなんかもちょっとある程度踏襲する形でちょっとこういった表現を使 っていたところがございますので、一応その
1:04:28	心としては来増加による導通影響ですとか煙ですとかそういったことがもろも ろ総称してますやつの影響というのは、表現見込めておりましたのでそこをち よっと唐突感がないような形で、ちょっと修文のお考えたいと思います。以上で す。
1:04:43	規制庁でそういうことでしたらはいわかりました。はい。以上です。
1:05:00	はい。規制庁の宮尾です。それではスペックのところの確認は以上ですのでち よっと運用のところの説明をよろしくお願いします。
1:05:16	はい、東北電力のオバラ市です。保安規定関係のところの御説明をさせてい ただきます。
1:05:24	ちょっとカテゴリに沿ってコメントリストの順番も踏まえつつ、カテゴリごとに御 説明させていただきたいと思います。
1:05:37	まず資料 1 のNo.109
1:05:41	こちらを均等に 15 ページですね、No.109 のほうからご説明させていただきたい と思います。
1:05:49	教育訓練等について保安規定における自然現象等に対する体制の整備、重 大事故等発生時に対する体制の整備への反映を検討することと、ことで、
1:06:03	こちらのほうは資料にも、35 ページのほうに反映させていただいております。
1:06:09	具体的なコア 7.1 運用管理の方針の第 2 パラグラフのまた以降の文章のとこ ろに反映させていただき、いただいております。
1:06:22	こちらのほうでもともと今回は視機能の配備ですとか手順書レス手順書体制 の整備、教育訓練の実施方針を保安規定及び社内規定にというふうな非期待 しておりますは、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:37	まず一つ目としましては、設置許可との整合も踏まえまして、自然最後発生時等の体制の整備を保安規定なりますと添付の 2 に相当しますね、それから重大事故等発生時の体制の整備、保安規定の添付 3 に相当するところでございますが、
1:06:53	こちらの実施方針を定めた上で、具体的な実施要領については、それぞれの項目について社内規定のほうに落として定めていきたいと考えております。
1:07:07	今度は 109 の説明は以上でして、少し番号飛びますが、ナンバー115、資料 1-46 ページNo.115 の回答させていただきます。
1:07:19	はい。
1:07:21	同じかも資料の 7.1 に関するところですけども、NCRの設定の考え方について設備の目的に即した記載にすることと、
1:07:31	停止措置等は被水措置はそれぞれ独立したものであることを踏まえて、廃止措置を管理開始完了するまでの考え方を整理し提示することというコメントをいただいております。
1:07:43	こちらにつきましては、H稼ぐつての範囲の掘りすると、地下水低下設備の目的に即しまして、これはできない場合は原子炉停止すると。
1:07:55	それとともに、つまり並立してですね、設計を圧力に到達する前に、How措置を完了できるようにLCOを設定するといったところを記載基本方針として、資料の 35 ページのほうに反映してございます。
1:08:11	はい。
1:08:13	続きましてい等よろしい保安規定における I 共通の選任について、
1:08:21	説明させていただきます。
1:08:23	資料 1 のほうでコメントナンバリングますと、なんぼ 23 ページのNo.102、
1:08:32	LCO設定方針について 1 件ずつ構成要素について整理した上で、1 件の事務所の設定を考慮する構成要素説明することとコメントにつきまして、こちらNo.110 のほうとあわせて回答させていただきます。
1:08:50	そのうちの 25 ページナンバー110 ですけども、1 系列に必要な機能を機能及び機器を整理して説明することと、
1:08:59	あと前回あのドレンですとか構造物のところを
1:09:04	たんに構造物のねということで除外してございましたのでそこについての考え方も今回整理させていただきました。
1:09:12	該当する部分の回答内容のところですけども、
1:09:16	地下水一定の範囲を掘りするために必要な機能の向きを 1 系統と規制しておりまして、基本的な設計と同じ考え方でLCO設定方針における 1 ヶ月も同様に位置付けております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:32	ストーリー能力込み記載しておりますけど、中枢機能としてはドレーンと接続ます周知不足防止機能としては余裕深度と二つ。
1:09:41	排水機能としては、揚水ポンプのADR100%持ってますので1台で附属する接続する配管、
1:09:49	監視機能につきましては、ツーアウトオブする制度ということになりまして推計は3台、それから制御盤。
1:09:57	電源機能として地下水低下設備に電源を供給するものを挙げてございます。
1:10:03	資料の35ページ目以降にこちらを記載してございます。
1:10:10	35ページ目の一番下の9類ところですけども、
1:10:15	こちらでは設計で言っているところの1系統を素案規定のLCOにおける1系列として位置付け位置付けのことを説明しております。
1:10:25	具体的には前めくっていただきまして37ページ目。
1:10:31	こちらに17-1として、1系列の範囲を色分けして記載してございます。
1:10:39	上野ファーム網側といいますか、原子炉建屋周辺の図になりますけれども、
1:10:45	青く左側青く塗っている所No.1の水量と、その中に入っている衛星系を3台根拠ない機材
1:10:54	それから、こちらに電源を供給してる電源盤類ですとか、或いは監視制御盤に後はまず色に接続している放管の方のドレーン、
1:11:06	これプラスあと共通部分になりますけれども、真ん中の緑のヒューム管ですとか、主務課の中に含んでおりますが、接続ますと、こういったところが1系列と。
1:11:18	一方苦難右側のNO2の揚水量に関してはこの赤の範囲と黄色の花みどりの課が今、1系列と言う形で整理してございます。
1:11:32	経営トップ3戻りまして35ページ目の下のところになりますけれども、
1:11:37	むしろ個別の機能及び機器ごとに個別に前回ちょっと個別にこれは入れないということを記載しましたけども、
1:11:46	基本的には他の設備と同様に機能及び機器ごとの個別のパーツパーツ設定するのではなくて、系列の中で管理いたします。
1:11:57	平均以上発生した場合に、当該系列の機能が喪失すると関連して間に合わん動作不能と判断してLCO逸脱時の措置を講じます。
1:12:07	これは例えばECCS系ですとか設定としてはポンプに対して設定されますけれども、ポンプ流量等を構成する設備に関しては、
1:12:20	とそポンプとルール流路等を構成している設備、これらも含めて、1系列として管理している。これまでの保安規定におけるDB設備のLCO等々の考え方でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:33	こちらの引き継ぎ整理の結果として 38 ページ目の表 7-1 のほうに記載して ございますが、
1:12:43	基本的にはすべての機能に対してへ地下水という警察低下説明 1 系列の中 で、対象として管理いたします。
1:12:51	ただ、具体的に揚水ポンプに関してはいろいろの関係から 1 台。
1:12:56	水系に関しては、3 台で設定しますけれども、ただ先ほど少し説明のあったよ うに設計は最終的に 1 台となっても監視制御可能である設計としてますので、 そうしたことを踏まえて故障台数に応じた措置を定めることとしております。
1:13:19	それと一方率の定義に関する回答としましてATOK資料 1 のほうに戻りまし て、コメントNo.の 100 ページ 19。
1:13:30	28 ページ目の 119 になります。こちらの外部比較表のほうでいただいたコメン トですけれども、
1:13:37	当資料もある資料 6-4 ページ目。
1:13:47	こちらの⑩のところでLCOの設定について記載してございまして、前回一部一 部添付ですとかそういう形を、そのところだけ設定するといった説明になってご ざいましたけれども、
1:14:02	こちらについては 1K設計料というところの 1 系統を保安規定の 1 系列として、
1:14:09	修正機能ですとか指示閉塞防止機能も含めて共立中で管理することとしまし たので、
1:14:16	資料 6 ページ目、⑩の最初の黄色のところにしたというよりも機能を包含した 形で検査の中で管理するということを追記して記載を改めてございます。
1:14:30	1 系列に関するコメント回答としては以上となります。
1:14:36	ちょっと続けてよろしいでしょうか後水系のところと爾見のところが残っている んですけれども説明続けてよろしいでしょうか。
1:14:44	続けてください。
1:14:47	はい。
1:14:49	ただ、続けて成形のところの回答させていただきます。
1:14:54	資料のうち、コメント整理省令見ますと 25 ページ目のナンバー111、
1:15:04	ご質疑に対するLCOの設定を数行とスルーを浅部に高検や高警報の設定根 拠運用についてということで、少し先ほどの議論を踏まえて直すところはある んですけれども、
1:15:19	今日きょうシステム回答として説明させていただきます。
1:15:24	自殺した場合に警報が発生するように、要するにポンプを自動運転の設定値 よりも、徐々に水位がちょっとここはPIN俯瞰的に見切れてるようなので、少し 口頭で補足させていただきますと、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:40	まずこれ網最初の買うと整理表の最初のパラグラフ吸込ケース設定しについても説明でございます。
1:15:49	すぐ項目警報設定値につきましては、
1:15:53	時と通常目標数等との制御範囲を逸脱してもらいに昨日発生するのに、営業所とポンプの自動運転の設定値よりも上部で設定しております。
1:16:06	往査ポンプ自動運転の設定値を超えて数行に達した場合には、農政ポンプの単一故障が考えられることから、
1:16:15	昨日震央樹脂受診してるポンプを止めて、本店の揚水ポンプ自動起動させることとしております。
1:16:23	及び容器観点からは先行の衛星系のポンプが切り替わって、ここで数が低下に転じるばこれはもうもともと運転下側の揚水ポンプの単一故障であって、本来見る機能した方によって数が保たれるのであれば、LCOは満足する状態と判断できますので、
1:16:43	よろしく線を設定の資料の設定値はこれを見た感じに設定するものと考えてございます。
1:16:51	そこですぐ高高の警報設定値ですけども、
1:16:54	こちらの寸法よりさらに水位が上昇して交換の方に地下水が到達する前に警報発生するように設定しております。
1:17:05	オプション観点から申し上げますと、AOT内に必要な措置を完了して設計を大粒空間に最終的にそこは守ることができるように、
1:17:15	どちらに設定する数行公務設定位置までですね、基礎版の火集め状態。
1:17:22	いわゆる制度もすぐにすなわちインタードレーン孔管の位置、
1:17:26	これよりも記者に設定してございますので、そこをLCOの判断基準としておりますが、こちらにつきましては先ほど説明の中で触れました資料を2号、21ページと23ページ、それから、
1:17:43	うん。36ページ目。
1:17:48	のところで記載しております。
1:17:52	あと36ページ目のところに岩級側でLCOを遂行ではなく、あの水位高高で設定しているところ、今ほど説明したところの考え方を記載させていただいております。
1:18:07	続きまして、資料をうち回答整理表の26ページ目、No.112のコメントになります。
1:18:17	前回は見数件にドイということでよろしいを御説明いたしました水生生物当たる済として管理している考え方を踏まえまして、
1:18:27	今回改めて整理させていただきました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:31	回答としましては、推計を一度でも監視制御はできるものの信頼性向上のために水位計 3 台設置してございまして、
1:18:39	津浪トミス見れ戦争ということを踏まえまして、1 件必要物販数を 3 倍と変更してございます。
1:18:54	資料としましては先ほど 1 系列のご説明をしたところに 3 倍ということで記載しておりますので資料 2 の中身のところは先ほどの説明と重複しますので割愛させていただきます。
1:19:10	続けて、No.120 円と資料 1-28 ページ目のNo.120 になりますが、
1:19:19	こちらの比較表資料 6 のコメントとなります。
1:19:24	譲渡性系の故障台数に応じた対応を整理することということで、
1:19:30	とすると、1 年位或いは未来動作不能となった場合でも動作制御監視制御可能な設計としているものの、設計上の通る線で 3 台と支店長以下満足しない状態ですので動作不能となった推計を復旧いたします。
1:19:48	また水系 3 台とも動作不能となった場合には、監視制御できない状態となりますので、
1:19:55	保守的に揚水井戸の水が高高警報設定値まで達したとみなしまして、
1:20:00	すか反転ポイントによる排水の措置をここに追加して、
1:20:05	3 班による再生を速やかに実施した上で水系の復旧の対応いたします。
1:20:12	こちらの資料です。僕の
1:20:16	資料 6-4 ページ目のほうに黄色で記載して、真ん中のところの黄色いところで記載させていただいております。
1:20:43	教頭続けまして、保守管理のところ、コメントの整理表で言いますと、
1:20:52	26 ページ目のNo.114。
1:20:56	になります。
1:20:58	行政ぽんと機能試験について設置変更許可段階と詳細設計段階の整合性について、それぞれの試験目的を踏まえ説明することと、
1:21:07	いうことで、
1:21:09	Ⅱというほうになります。設置変更許可段階で揚水ポンプ起動試験月 1 回の頻度を各進路で確認すると。
1:21:17	規程ためには、添付が機能して地下水を排水できることを確認する目的で、
1:21:23	中身としましては制御盤にて排水する揚水ポンプの起動、それから機能に伴う色のついてか、これを確認するものを想定しておりました。
1:21:33	詳細設計段階で発生頻度が 1 時間当たり 2 回程度となりを時納期の設定値等したことを踏まえすと、高い頻度で機能するということがわかってきましたので、内に近い密閉サーベランスで揚水ポンプが起動することと、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:51	運転に伴って水位が低下してること違う旋盤に確認するというのでこちら側の辞めると運用には確認頻度を上げて対応するというもので考えてございまして、
1:22:04	機能試験月 1 回という設定頻度を見直したものでございます。
1:22:09	資料としましては、
1:22:11	申告 7
1:22:13	薬品をも
1:22:17	じゃあ、
1:22:22	ちょっと 40 ページから 41 ページにかけて、比較表の備考欄の資料番号固化のところ黄色ハッチングしているところで、今御説明したところを記載させていただいております。
1:22:38	同じ資料 7 の中で、41
1:22:43	41 ページ目のところに、
1:22:45	これこそ、この資料 2 の中でも何も反映してございますけれども、サーベランスの実施方針ということで、少しを記載ですとか説明不足してるところを補足しております。
1:23:02	前回のポンプの運転に伴い水位低下というところだけ記載してましたけれども当然のことながらポイントが起動することを含めての確認であること。それからの確認した結果、それはよろしいようにする点検結果の記録として、きちんと保存いたします。
1:23:22	なお計算工程でも話ではありますが、倍に近いと、こういう各任命権者として、
1:23:30	新商品の常時監視している設備である計測制御設備ですとか、こういったところは前に近い制御盤のほうで深部回っているところを確認しているものもありますので、ここに関しましては通常とねってて、
1:23:47	次の日動作確認する設備等を常に日常的に動いていてその状況費に確認していく設備ということで運転上の制限を満足することの確認の仕方はその設備の特性に応じて今回判断して、
1:24:02	このように差の整理したものでございます。
1:24:06	はい。
1:24:08	技術士の回答整理票の回答としましては以上となりますけれども、最後にですね資料 2 のほうで、
1:24:19	41 ページ目から 42 ページのところ浅部に
1:24:25	高校の時の間、LCOと措置のところですね。
1:24:32	具体的には 42 ページの表が 7-5。
1:24:36	こちらの止まるのところを少し前回からの直させていただいております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:45	はい。
1:24:47	全国ですね保安片方のいろいろする方向になった場合に要求される措置のところが、要するに関東認める排水の会議資料 3 日
1:24:58	そこの復旧等に 10 日というふうになってございましたけれども、あの可搬ポンプによって以外の過ぎた排水海進
1:25:07	改修対象するのが 3 日間であれば当然それは要するに汚水の相撲下がってくるというところで制限値に復旧するということまで含めて、
1:25:18	こちらも数貢献の状態になっているということもかんがみまして、浅部に復旧するまでに 1 かというふうに改めてございます。
1:25:28	保安規定の中での御説明は以上となります。
1:25:33	はい、ありがとうございました。本県のところでの質問ということで私のほうからまずさん、資料 2 のほうの
1:25:44	この規定の記載の問題なんですけど 35 ページのところ、
1:25:48	したこの
1:25:50	下のところで、
1:25:53	1 系統 1 系列置き換えるってこれわざわざ 1 系列という 1 系統置き換えてる意味って何かあるんですか。
1:26:04	東北電力という話です。
1:26:07	設計のため、こんな手法上だと 1 系統洞爺の表現しておりましたので、6 ポツまでは設計の考え方としてうち教頭の範囲を整理しておりまして、一方で保安規定だと 1 系列と。
1:26:22	いうふうに表現しておりますので、
1:26:25	今保安規定の整備ってうち系列となった定義するところの意味合いとしては 1 系列同じように整理しますということで中身としては変わっておりませんということと初動も表現の違いと考えております。以上です。
1:26:43	東北電力の富澤の保安規定ですとよう用語的にちょっと系列っていうものを使うのがちょっと一般的であったので、ちょっとそれに合わせた形で 1 系列という言葉を使っております。
1:26:57	規制庁水がわかりました。内容は了解しました後、別途ちょっと牛コメント回答で囲われていたところで、
1:27:05	ここ設計 A となど、1 のところで、
1:27:13	運用管理の方針の記載ぶりだけなんですけど、黄色に書かれている地下水を一定の範囲に保持できない場合は原子炉を提示するとともにまではわかるんですけど、その後ろはですね設計を圧力に到達する前に排水措置を完了できるお許しを設定するっていう

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:31	表現が後ろのも当然後ろのところへと 42 ページとかに行くと速やかになっていう表現になっているので、結果的にはこの表現というのは、
1:27:46	速やかに排水少女完了できる主要設定するってというのが、
1:27:52	前提になっているんじゃないかなと思うんですけどいかがでしょうか。
1:28:00	はい、東北電力もまだ資料です。
1:28:03	住化の排水措置を完了できんというのはもちろん前提ではございますけれども、ただ
1:28:11	少し保安規定的な話になるとスミヤ紙と言うと、基本的には可及的速やかにといいましょうか何日以内とかではなくて速やかに対応するというものに対して排水措置の完了が
1:28:27	投信浸透流解析で評価してるのは 2 号機側であれば、25 時間ですとか、3 多ければ 67 時間ですとかそういったところにマニュアルを 2 点ところそこまでに廃止措置を完了するところがありましたので、
1:28:44	ポイントとしては速やかに廃止措置を行うんですけども、
1:28:48	当所OTの企業としましては、実際の値があるのですね、設計と解析ではコピーのところなので、
1:28:57	表現としましては少し考えますと、例えば排水措置を完了できるように、JCO 措置、AOTを設定するところがあったんでしょかと我々として考えているところなんですけれども、
1:29:14	いかがでしょうか。規制庁予定ですけど、おっしゃる通りね、6.33 年や言われてるこれ評価上の数字というのは認識してまずだから、19 時間であったり 26 時間以内にやはりやりアマンやらなければならぬってというのは、
1:29:28	それはお尻の時間というのがあるからいいんですけど、セール仕様になった場合はやっぱり設計を圧力到達する前まで要はその
1:29:38	極端には 19 時間にやり以内にやればいいのかって言うか、26 時間以内にやればいいのかって発想ではなくて、当然経等、それぞれを見越し速やかにやるっていうのが大前提になると思うので、この今の現状の書き方だとしても 10、26 時間以内にあればいいので。
1:29:58	ことにしますっていうのか、15 時間以内にやればいいという話ではなくて当然その時間を守らなきゃいけないんだけど、やる限りは速やかにやるっていうのは大前提だと思うのでこの記載だと、ちょっとそれが読めないかなという認識なんですけど。
1:30:16	はい、東北電力オオトモです。ミヤモトさんの御趣旨了解で正当な発位置の記載ですとちょっとそこら辺が読み取れないので、そこら辺記載、速やかに実施するということわかるようにちょっと記載のほうに直させていただきます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:35	。
1:30:36	よろしくお願いします。後ですね
1:30:40	ちょっととい 38 ページのさっきの水系のところだけちょっと確認したいんですけど。
1:30:46	1 系列で管理するという
1:30:49	言われてたんですけど 41 ページだと、例えばその台数によっていうのを、対応が表の 7-4 でそれぞれ書かれているとなった場合に、
1:31:02	1 系列として扱う水位計は基本的に 3 台推計は 3 台必要で、
1:31:12	1 台駄目だった場合推計だけの別表を別表という表の、例えば、
1:31:19	ちょっとイメージがつかないのは要はその 3 台 3 台のうち 1 台がダメだった場合だけの
1:31:26	AOTとかの設定の表が、本規程の中に作っていく、認識ですか。
1:31:33	東北電力の五十嵐です。山本さんも御理解の通りです。
1:31:38	わかりましたです。
1:31:42	あとですねちょっとで 42 ページのところ、ちょっと前回しっかりちょっと私も指摘し切れなかったところがあるんですけど、表の 7-5 のところで、揚水井戸の水位が落ちた LCO の逸脱です。0 って書かれて、ちょっと②のところはちょっと少し気になってて、
1:32:00	水位高高警報、要はそのポンプが健全でもあるにもかかわらず、片方の井戸で水位高高警報叩いてるっていう現実があったときに、
1:32:13	解析上は一つのポンプ移動であれば、多分設計を需要圧力にいかないというのはこの先からの説明で認識はしてるんですけど、これを設計上の前提を覆してるわけだから、この場合は、
1:32:28	③と同じ対応が必要になるんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。
1:32:34	。
1:32:35	東北電力といいます Cs まず一つ目に今によって今ほど宮本さん調べたように、また本年度ではまず排水ができていれば、エリアとしては大丈夫というのがございます。それからここを基本マニュアルの片方だけ水位高高となる状態がどういう状態かなということを考えていきますと、
1:32:57	例えば
1:33:00	わかりやすくポンプがトリップしたとか、そういうものとわかりやすいんですけども一方のポンプは機能しているのは制限以降で、本来ね機能差ポンプも機能しているんだけど、何でしょう、実際の性能が出ていないだとか、或いは、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:18	当として配管自体が、例えば破断していけへんと水がそのままの医療の中に入ってきてますよと。
1:33:26	工業場合委員には必ずしも
1:33:30	話をね設備すべて警報ですとかパラメーターで判断できるとは9と限らないと考えておまして、そういったものをもれずに白色業務ということで、丸みを意図しております。逆に、例えばミヤモトさんおっしゃってるのは、
1:33:48	送水ポンプ設計綱領な流入量があるんじゃないのかというところの懸念されているかと思えますけれども、
1:33:58	そこにつきましては沼津ポンプ1台では全体の納入量をカバーする値を持っておりますので、
1:34:08	実質的なんでしょうね。インドが二つのフィールドでポンプが回っていれば、せつかく表の流入の2番、医療の読みようにしてんと。
1:34:19	つまりはご検討回っているのに、8000万立米以上のものがゆとりの中に入ってくるっていうのは
1:34:28	それで特におすすめまずあり、相当あり得ないといえますか。あと気相部アウトカム仮定をしましても、磁性を考慮し、何百年2回レベルを考慮したとしてもスドイに分かれてくるということはないんじゃないことから、
1:34:46	基本的には②③③というのはなかなか起こり得ないと、逆に設計恒例な流入が入ってきたときは、②のように片方の板だけ上がるということではなくて、③の③のように両方の井戸が上がっていくので、
1:35:02	基本的に②っていうのは故障明確に検知できないけれども、配管破断とかで水が漏れてきちゃうとか、そういう形である意味同じ状態になるとつまり機器故障だけでも、明確にすべき内容のものを確認するひねるようにと。
1:35:19	いうところですのでここは措置は、
1:35:23	③のところにはそういう点目設計を超えているかどうかという点で、③が高てるけど丸には、設計工程まではないということで区別しております。すいません説明が拙い説明申し上げる伝えますでしょうか。規制庁妙ですけど言われてる内容は理解はしてるんですけど。
1:35:41	要は今の設備スペックを想定すると、要は経緯のところ100%で信頼性の高いものが2基ついていて、可搬も用意されている現状で片方だけの水やそれで故障を想定してこれがあるっていうのが、
1:36:00	崩すそのバイ交渉等、水位が高くなる、よう設計が想定されないような事象っていうのはほぼイコールじゃないかなと思うんで、そういう意味で私としては20と2③は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:15	防護設計、設計のを想定を超えるものとして②③があると思っていたので、先ほど言った内容になって指摘になってますね、今言われたように、故障だけを想定するというのは、内容を理解してるんですけど。
1:36:32	もうその交渉自体がもう想定を超えてるんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。
1:36:39	東北電力の当然おそらく多分②の事象っていうのはほぼほぼ過分起こりえないとは思ってはいるんですけども、
1:36:51	まず、
1:36:52	自主
1:36:55	実証的に起こり得にくいと思いつつもやはり
1:37:00	万が一、ということもあるので、一応家LCO的な考え方今、五十嵐言ったように、はききれない配管破断とかっていう可能性もあるんで、一応の3日間っていうふうな形で
1:37:17	弊社のほうで考えました多田ミヤモトさんもちょっとおっしゃるを確かに想定外だったっていうことのご意見も非常にこもっと思うんではありますので、
1:37:35	そうですね。
1:37:40	ちょっと3日間っていう数字があったかどうかということも含めて、
1:37:45	ちょっといまいちどうもっかいどういう設定の仕方がいいのかっていうのはちょっと考えてみたいと思います。ちょっと専門外づくりむくみらしいですけども、
1:38:00	ある意味ケースっていうのは結局今言ったように、例えばまず1台目の研究が何らかの要因で例えばトリップしましたと。
1:38:10	例目のポンプも回ってうんだけどなぜか水位が下がってこないと。
1:38:16	この状態で考えられるのは、主蒸気系の流入量を超えてるっていう状態は現実的にあり得なくて、
1:38:24	一方で、配管破断のように明確に検知できない機器故障が、
1:38:30	二つのポンプ配管に対して起きている状態。
1:38:34	3分で、
1:38:36	少しは超えているかもしれませんが、よりは全体のといいますか、地下水水位低下設備としては、もう一つの移動の方で多重性をした女性のシノが片方の系列を確実に確保した状態ですので、
1:38:52	シヨップ表としては100%うち効率を有しておりますので、設計を工程にないと私私福祉の問題では考えております。
1:39:02	②も傾斜なので、
1:39:06	今期のの地下水水位低下設備が動作不能っていうのが明確に
1:39:11	我々のほうで専門できるケースがほぼ大多数だとは考えておりますけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:17	例えば検討が回っている数kも特段表が出ていないのになぜか数が下がってこないで上がっていくというのが今言ったような配管破断のような名確認画面が見えないような尋常で異常といいます、故障だったり或いは
1:39:36	専門低下完全に壊れたようになる性能が劣化してるような状態。
1:39:41	こうしたものも確実に漂流業務ということで、Wenchuan水位高高警報設定値を定めております。でも地形等もあるので、設計工程の状態ではないというふうに考えてございます。
1:39:55	規制庁のようですけど、今設計を超えてる状態ではないってことの判断がちょっと私は理解できなくて、
1:40:04	だったら設計ないにしてくださいって話でしょうかね。
1:40:08	設計でできるように信頼性確保したものにしてくださいっていうふうにこちらを要求するしかないんだけど。
1:40:17	そうならないような設計にしてください。
1:40:20	以上です。
1:40:30	僕はいいですかじゃあ
1:40:39	東北電力の今一度ちょっと再度ちょっと検討して回答させていただきます。
1:42:26	規制庁見合わせ政党後は 42 ページちょっと確認させてください。ちょっと先ほどサーベイランスの話があったと思うんですけど。
1:42:37	先ほどちょっと言われてた話は、要は常時運転しているものと同等なので、1回の確認で、
1:42:47	一陽は待機状態の設備のLCO前月例と違って、常時運転状態のものと同等の扱いでサーベランスの実施方針は整理しましたということで、そういう認識でいいですか。
1:43:05	はい、全部ならしですそう通りです。
1:43:08	それでその上でちょっと確認したいのは、
1:43:13	もう一つの大洲エリアで見ると、よって2系統あって、確保が少し低いと。
1:43:20	片方が少し高いところがあったときに、これ両方とも、それぐらいの頻度で動くんですかね、要はその
1:43:29	ちょっと地下水の話なので、少しちょっとどこまでそれがいえるのか、常時なのかって言うよりは、まあまあ片方の系統のほうができる時をたくさん置いて実はこっちのもう一方の系統が比較的水位が上がらない上がりにくくて、
1:43:46	あんまり運転しないってことは起こり得ないのかだけちょっと教えていただきます。
1:43:54	いや、これまでも万遍なくってます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:59	はい東北電力の伊達でございます。今ほど御質問ですけれども、例えば2号エリアのナンバー1の海側の井戸と何かアマノNo.2の所について見たときに、それぞれの放射ドレン放射状の交換からは独立したそれぞれ
1:44:16	水が入ってきますので、それはその後の一定量二つにも入ってくるようなイメージになると思います。
1:44:22	瞬間からの水については、一部エリアを、水を集めたものが今No.2の移動にまず主に入ってきていろいろ水については、商売なりに落ちてナンバー1のいろいろ地域とのチェックというふうに思いますので、
1:44:39	産まれ大きい極端にどちらかに入り続けるというような状況は起こり起こりにくいかないというふうに考えてございます。以上です。
1:44:50	規制庁のみならず、今の内容を確認したのはですね、そういう運転状態を踏まえると、今は解析上は常時に近い状態で動くでしょうという話に対して、実際の現場を設置したときに、
1:45:06	そこまで動かなかったときに、
1:45:09	サーベランスの必要性って一応判断しなきゃいけないんじゃないかなと思うので、そうすると、ここで一概に一々書いてきだなくてもいいんじゃないのかなという状況に応じてっていうのもある程度考えておくべきじゃないかなと思うんですけどいかがでしょうか。
1:45:23	結果、東北電力のオオトモとミヤモトさんのおっしゃる通りで、確かに今1日に数回、を起動するというふうに想定はしてますけれども、実際に
1:45:36	どの程度動かかっていうのはちょっとまだはっきりとわからないので、そこら辺も含めてちょっと
1:45:43	対応できるように検討いたします。
1:45:49	規制庁メスよろしくお願ひしたいという常時動く状態がもうほぼ実績としてあるんであれば、言われるように、現状のままでもいいのかもしれないですけど実際その運用し出したときに、もう案外片方は動かないとかこのエリアは動き、要は1234はあるんだけど。
1:46:06	原子炉建屋側よく動くんだけど、要はその3号機側も動かないねとかそういう話になったときには一応サーベランスっていうか、その停止状態も踏まえた検討も必要だと思うので、その辺はよく確認してください。
1:46:23	東北電力の藤です。了解いたしました。
1:46:27	それと私のほうは以上ですけれども、追加で質問等あれば、
1:46:36	規制庁の浜田です。ちょっと今のミヤモトの指摘に関連するところとそうでないところあるんですけどまず関連するところとして

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:47	資料②-42 ページのこの表の 7-5 の推移の LCO ですけども、今のコメントを踏まえて、
1:46:57	整理をされると思うんですけども、
1:47:00	その際ですねこの②の状態がどういう状態かという。想定議論は改めて整理されるとして、
1:47:13	それと③が今日幼児許容できない状態の運転上の制限の範囲を逸脱するというのでプラント停止等で②は、これは、
1:47:27	他の用水道で
1:47:33	えっと水位が満足していることを確認しつつ、可搬型のユニットで水位を下げているっていうこの状態が
1:47:44	今回女川固有の
1:47:49	近づいてが設備の効果に期待する地盤
1:47:53	ということに対して、果たして本当に正弦波なのかと。
1:47:59	いうことで、
1:48:00	プラントの運転を継続し得る状態なのかということ踏まえて、改めて整理をしていただきたいということです。この定款でしょうか。
1:48:13	はい、東北電力のオオトモです。先ほど宮本さんからもご指摘あった通りちょっと②の状態 E の整理も含めた上で、要求される措置こちら辺を、今一度ちょっと再度確認して御説明させていただきます。
1:48:31	規制庁の浜田です。はい、よろしくお願いします。それから、同じような話で、
1:48:43	38 ページの方で、こちらは
1:48:48	設備の LCO のほうですね、設備というかポンプの LCO ですけども、
1:48:58	この文章の一つ目のパラグラフの
1:49:03	4 行目ですかね。
1:49:08	3 行目から
1:49:11	ですけど残りの 1 系列が動作可能である場合、地下水は、
1:49:17	設計を圧力以下に保たれることから代替措置で可搬として可搬ポンプユニットによる排水を開始するための
1:49:27	AOT は可搬型 SA 設備を参考にとありますけれども、
1:49:32	そっちが
1:49:34	AOT 内で達成できない場合ですね。
1:49:39	達成できないパー位または 2 系列不動産の場合には、
1:49:50	プラント停止というふうになっているんですけども、
1:50:00	表、表でいうと次の 39 ページ。
1:50:05	ですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:13	それから、2 系列動作の場合には、
1:50:17	プラント停止になるんですけれども、
1:50:22	要求される措置をAOT内で達成できない場合というのは、
1:50:28	ちょっとこの
1:50:31	状態を確認したいんですけれども、
1:50:39	はい。当東北電力右側らしいです。
1:50:45	以降は今表 7 も 3 名感を御説明いたしますと、
1:50:52	もちろん 1 系列動作不能の場合はここにあるようにやったほうが対象部だということを確認した上で動作不能となった川の用水量に対して可搬ペイントで配線用
1:51:06	開始した上で、当該の系列を復旧するという対応をして参ります 審議協議操作フローは当然ながらプラント停止と。
1:51:16	可搬による配信を行います。
1:51:19	1 系列の場合MAAPが満足できないということはこちらの者としてあらかじめ改めてあらかじめ決めた措置を時間内にできないということになりますので、その場合には
1:51:35	当然ながらプラントを停止した上で行って 3 店舗Miyoshi配水管という排水に関しては、
1:51:44	この 1 系列と政府の対応の中で始まっているものでありますけれどもこれに加えて冷温停止まで持っていくということでプラントでそれは守れないのでプラント停止に持ってきますという対応になります。
1:52:00	規制庁のアマノですけどえっとですねこの辺、39 ページの表だと。
1:52:07	と要求される措置を満足しない場合の対応がちょっと明確ではないんですけれども、
1:52:14	下から 2 段目の 1 系列動作不能の場合にはですね、さっきの水のLCOと同じなんですけれども、
1:52:24	それと多重性を持つ他の 1 系列が動作可能であることを確認でき、かつ、可搬型ポンプユニットの排水もできているんだけれども、
1:52:35	多重性を持つもう 1 系列が、
1:52:39	9、
1:52:41	するのが前OT上等かというふうになってますけれども、
1:52:46	それが達成できない場合、
1:52:53	というのは、プラント停止になるんだという整理をしてるのかっていう確認です。
1:53:02	東北電力の五十嵐です。表等アマノ線のおっしゃられた通りでございまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:08	この内教室等政府のみ定めている六つ措置がございますけれども、このうちどれか一つでもできなければ⑧のほうに移行して、プラント停止のほうに移行して参ります。以上です。
1:53:22	規制庁の天野です。ちょっとその辺りの整理が明確になるように記載していただけるといいかと思えますがいかがでしょうか。
1:53:36	ずっと当職電力の五十嵐です。今日の 38 ページ目の 38 ページの視点も文章のところで表現したつもりではございましたけれども、
1:53:48	今の御指摘は、
1:53:52	特に新規の株主としてこの表の 7-3 でそこを読み取れないという御趣旨っていう理解でよろしいですかはいその通りです。了解です。ちょっと表文書には書いてあるものを表からそこを読み取れないので、
1:54:07	ちょっとそこら辺の適切に
1:54:10	対応したいと思えます。以上です。
1:54:16	はい、よろしくお願ひします。それから 006 の
1:54:22	のですね 3 ページなんですけれども、
1:54:31	○⑨の第 2 パラグラフで、
1:54:38	機能喪失議ですね、考えてポンプに行っておるによる対応を速やかに開始しということで、
1:54:48	浸透流解析から得られた設計許容圧力に到達する原子炉建屋の時間余裕で約 25 時間までに地下水位低下措置を完了するという、こここのXa1 っていうのは、
1:55:05	ちょっと許可で説明された考え方とちょっと違うような気もするんですけど、ちょっと改めて確認したいんですが、許可で説明された内容は、
1:55:17	ルールなの資料の 36 ページ。
1:55:22	いいですね、
1:55:25	左のほうに図変わりますが、
1:55:30	このX時間に対して、時間十分な時間余裕をもってα時間に措置を完了させると。
1:55:38	そういう説明だったと思うんですけども、
1:55:42	このあたり、あれですか。
1:55:47	ちょっと来五条xと書いてあるんで。
1:55:51	フィックス時間。
1:55:54	に合わせるというふうに読めるんですけども、
1:56:00	確か前のほうの資料でも 25 時間の説明は、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:09	そのような整理だったかと思えます。あれですかね、002 の資料の 32 ページ ですかね、25 時間の
1:56:18	設定というのは、
1:56:20	設計をいろいろよう圧力に到達する時間なので、その、その前の α 時間とい うので。
1:56:28	通知を完了しなきゃいけないんじゃないかと思うんですけどいかがでしょうか。
1:56:38	東北電力の上です。
1:56:40	資料を
1:56:43	学びすね死亡が -36 ページ風化変更許可をところで用水 18-26 分というこ とで、テイカのそっちの概念ですね。
1:56:57	左側の矢印が駅と時間で α 時間の設置完了までの時間ということで、対象のう ち水曜日から班員型の設備の
1:57:09	そっち
1:57:11	時ロースて増えてくるまでの時間ということで整理した表た部分になってます が、これに対応しましては、構文版の前ヨーロッパ込むすね。
1:57:27	ということで整理しているんですけども、内容はこれどういう内容かというと、
1:57:33	2 号よりは、すぐに検知する建屋のところは 25 時間で到達する 3 号の売り上 げの方が、
1:57:46	何時間と、
1:57:49	67 時間に到達するという整理はあります定期 6-3-2 のこの分の五、六十号 に何をしているかというと同じ要員ですね、A から F の人間が、
1:58:06	いちごグループは決まりまして、
1:58:09	仮にですけども、向こうと 3 号のエリア同時に機能性指揮者ば運営 2 号のエリ アをみずから時間のほうですね。
1:58:19	保育所を設置する案の
1:58:22	時間がある法案の設置を完了させるで作業量に回って、
1:58:30	時間の中で、アルファは右の時間で起きて措置を完了させるという、そういうよ うに、ちょっと今、
1:58:40	1 個の段階では、これ三つっていうのが釣り合う想定したものですけれども、 自主的に二つの医療当然議、
1:58:51	そっちを進行さということ想定した処理をかけていきますということで、設置 許可段階から考え方を変えたというものではなくて PEEK されるホスティング 終了させていただいたというような内容としております。
1:59:08	以上の人
1:59:10	規制庁のアマノですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:12	そうすると一応確認ですけど、資料⑥、資料 6-3 ページで言うと、余裕時間としては、
1:59:23	あれですかね。
1:59:27	今 25 時間に対して 19 時間、
1:59:32	に措置を開始日ですか。67 時間に対して 26 時間で措置を開始という、そういうことでしょうか。その通りだと思います。
1:59:50	設置許可のときはALPHA時間がそうそうですね α 時間でそっち措置完了までの時間なので、
1:59:58	体制構築可搬型設備の設置、
2:00:03	それから、起動から地下水低下
2:00:06	開始まで開始までの時間なので、
2:00:10	α 時間であれですか、水位を開始する。
2:00:15	タイミングってということですかね。
2:00:20	委員長。
2:00:23	OK
2:00:24	東北電力効率、
2:00:28	それとですね。
2:00:31	わかりました。そうすると、わかりましたちょっと実感があるか。
2:00:38	Xに対して α ということはわか今のご説明でわかりましたけれども、
2:00:45	そうするとあれですか
2:00:49	資料 6-3 ページの記載がこれでいいのかっていうことなんです。
2:00:58	確かに設計を圧力うの
2:01:02	時間に到達するまでに措置を開始するんですけど。
2:01:07	それはあれじゃないんでしょうか。例えば今の話でいくと。
2:01:11	前段であれば、住区時間後段であれば、
2:01:15	26 時間を
2:01:18	踏まえた時間設定っていうのが必要じゃないんでしょうか。ここ 25 とか 60 なんだともうぎりぎりですよということなんですけど。
2:01:39	規制庁の天野です。つまり資料 2 のほうの 34 ページはあくまで
2:01:47	今回要因が対応できる時間評価をあくまではやったものにすぎなくて、それを踏まえて
2:01:57	保安規定上、
2:01:58	或いは、これはあれですか。基本設計方針ですかね。
2:02:03	のところでどうという時間設定をするのかはまた別の議論だと思いますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:07	○資料 6-3 ページの記載であれば、
2:02:12	ちょっと許可の設置許可時の説明と整合しないということだと思いますがいかがでしょうか。
2:02:23	はい。
2:02:25	はい、東北電力にらしいです資料 6 の
2:02:29	9 については確かにコントロール
2:02:32	ここまでというふうに読めるので、ここまでで完了すればよいというふうにも読めるので記載のほうを適正化いたしますので、先ほど上野のほうから御説明させていただきました。
2:02:45	要員の時間の積み上げですね、これはこの時間よというのを 15 時間がやっぱり 67 時間の中で成立性があるのかというところが笠毛ポンプの台数の確認も含めてですね成立性があるのかというところを確認するために、
2:03:05	当評価したものでございます。
2:03:08	ええ、保安規定としましては、資料 7 のほうの今 3 今ほど説明申し上げた 36 ページ目で申し上げますと、
2:03:19	表 7-3 のところに、
2:03:22	周知の 08 ですね、⑧として、可搬ベント依拠による被水こちら及び 24 時間というふうを考えてございます。
2:03:33	このぐらいのところで表している α 時間 19 時間っていうのは実際に作業を積み上げているが、このぐらいあればできるだろうというところで定めたものでございまして、
2:03:46	この α の 19 時間の中のとこまでに措置を終わらせなければならないというものではなくて、
2:03:55	一つの期限としては、この X 時間よりも少し手前のところで設定するということで 25 時間より手前の期限としては 24 時間としております。
2:04:07	3 号機の導入同様に 67 時間にはおさまるように At のほうは設定したいと考えてございます。以上です。
2:04:20	規制庁流れです。20 時間はちょっと今説明いただいて改めて
2:04:30	考え方はわかりましたけれども、
2:04:33	ちょっとその設置許可での設 α 時間の設定の考え方ですね、THAI 成功構築。
2:04:42	可搬型設備。
2:04:44	設置
2:04:46	で推移低下開始っていうところからすると。
2:04:51	で、そもそも X が 25 時間
2:04:54	67 時間に対して、67 時間に設置対しては十分余裕がありますけど。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:05:01	25 時間に対しては、ちょっと考え方が変わっているような気がしますので、
2:05:12	国庫は
2:05:14	ちょっと考え方を考えるのであればですね、改めてその考え方を
2:05:19	明確にさせていただいて、必要に応じて論点として議論したいと思いますがいかがでしょうか。
2:05:30	はい。
2:05:31	はい。
2:05:33	ただ、
2:05:34	さらに東北電力においらしいですとこちら設置許可から考え方を変えたものでもちょっと記号の使い方が少し丸らしいところはあったかもしれませんが、
2:05:48	設置許可で御説明したEx時間、いわゆる今回、評価した 25 時間後に 67 時間、これにおさまるように、ALPHA時間、これはあの水位低下開始まで含めた時間で間に合うように設定すると。
2:06:05	いうことを設置許可段階で御説明させていただきました時間の運用とり方 1 時間というのは、保安処分に対してどうかというところは確かにおっしゃるように、
2:06:18	少し議論があるところかもしれませんが、この考え方を変えたというものではございません。
2:06:26	ので設置許可段階の通るに
2:06:30	やっぱり時間に対して、それよりは余裕を持ったところで、
2:06:35	大手の時間のほうを定めておりますので、その下の 6 ポツのところでは評価しているのは、じゃあ実際に作業を積み上げたときに、そもそも、
2:06:45	成立性がなければそれは設計として、皆さんなければならないので、そういうことはないよねということで、例えばこの 25 時間になっても 67 時間の中で、実際にやってみると、どれぐらいかかるのかというところを積み上げたものが、
2:07:02	でございますので、
2:07:05	このアルファ図が 16 時間とかめつうってというのがそのまま丁寧にその内数で定めではなくて、これを $\alpha 0$ 分
2:07:15	$\alpha 9$ 時からとかには 1 事項できることを確認したことと、X案で 25 時間のやらねばならないと、こういったところを踏まえて、基本規定上の提案を設定するものと考えてございます。取り返しになりますけれども設置許可の考え方を変えたものではございませんので補足させていただきます。
2:07:36	ちょっとこの説明で考え方が変わってないということであればちょっと住区時間に対して、
2:07:44	15 時間で設定で措置が開始できるにもかかわらず、
2:07:48	24 時間という設定をするという考え方の説明等というふうに

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:07:56	説明を受けましたので、そういうことであればこちらは論点というふうに認識します。以上です。
2:08:11	最後ですけど一番前半の土木の関係でちょっとコメント、確認させていただいたドレーンの保守管理のところは、
2:08:24	何でしょう、保全プログラムに位置付けてやっていくということですけどもちょっとドレンのところの機能を今回の特殊な設備構成で確保するってということなので、
2:08:36	その旨の対応するという事は、
2:08:40	ちょっと明確にさせていただいたほうがいいかなと思いますけど、今現状明確になってなければちょっと明確に説明資料の中で位置付けていただけるといいかと思いますがいかがでしょうか。
2:08:58	はい東北電力の建てでございます。先ほど説明の通り、°につまましては人が立ち入って入るようなところを限定して設定するところもでございますので一応そういった今後の管理をすることと思っております。そのあたりのことについてちょっと記載の仕方がちょっと検討したいと思っております。コメントを踏まえて検討させていただきます。
2:09:18	以上です。
2:09:20	はい。私から以上です。
2:09:25	規制庁もですねちょっと1ヶ所確認をする場所へと。
2:09:30	資料2-39ページちょっと先ほどちょっと話になってたところで、多分その今アマノからの指摘も含めると、この辺に直角にしてもらいたいんだけど。
2:09:39	⑤⑨⑦のところの1系列動作後の表の7-3のところにあるんだけど。
2:09:45	一番上が他の1系列が動作可能であることを確認する速やかについていう可搬ポンプユニットによる排水を開始するのは3日行為なんですかこれ。
2:10:01	東北電力の五十嵐です。一つ目の見つける津波確認した速やかに確認した上で、それを確認したことを前提として3日間を定めております。
2:10:15	規制庁の宮本ですけど、多分飛ぶ全然その話っていうのは今回初めて聞いてるんで、本来は2系統を必ず維持しましょうというところなので、書き方としてはこれは速やかになると思うんですけど、3日間、その運転状態が片系統で、
2:10:31	許されるのかっていうと、それは許されないという私は認識です。
2:10:37	なので⑧に対しても24時間という何時間以内にやらなければいけないっていうのを理解してるんですけどここAOTとしてはこれ速やかについていう可搬ポンプユニットの排水を改正するのは速やかになると思うんですけど。
2:10:52	これを例えば3日間であつたり20余時間以内にしてるっていうところに少し疑問があるので、それでよいという理由をちょっと説明してもらいます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:11:04	東北電力の五十嵐です。少しこの排水を開始するという表現がもしかすると適切でなかったのかなと思ってまして。
2:11:14	ここで落としているのは可搬転居設置して、実際には件数にして杉野アマノスター精密下がってくるとする。
2:11:24	通常の範囲にするというところまではこの3日だったり、未就業時間ということで書いてございましたので、すいません、その開始から始めれば良いというものではなくて、1回ぐらいに実際にするの。
2:11:39	排水したら数があった通常の状態に維持しているというところで措置として求めております。
2:11:56	規制庁のみをですねちょっと今回コメントをいろいろ出ているのでこのところはちょっとよく確認してください。今の書き方であれば、根本のところのはちょっとネックになっていて幹部は言われているように15時間であったり24時間以内でできるっていうことが体性という
2:12:16	わかっているんですけどそれは要は今現状の話どうX時間っていうのはこれまでにやらなければ影響が出ますよっていう時間であってAOTとして何を定めるのかっていうことに関しては、機能喪失した場合は24時間以内
2:12:33	設置、設置するというよりは速やかに排水を改正するっていうカテゴリーに入るんじゃないかなという認識なんですけど、そこまでちょっと次回にその辺の説明をするようにお願いしたいんですけど。
2:12:51	はい。東北電力の五十嵐です。速やかに排水可搬型による改正を対応として開始した上で、よく筋交いなりあったり、何何日にあったように背水の一つとして、
2:13:07	降水してる状態にするといえますか住む維持している状態にするということがわかりちょっと省略して記載を省略しているというシステムで含めて書いていたので、
2:13:18	速やかに開始した上で、いついつまでに水位を下げますと、いうところがわかるように見直したいと思います。以上です。
2:13:57	規制庁名でちょっと
2:15:25	結局、
2:17:10	規制庁見落とすネット後ですねちょっと私人次の38ページの
2:17:15	とLCOする設定上の考え方があるんですけど、電源に関してね。
2:17:21	非常用ディーゼルは回外通常外電があってスガワラで固めた非常用ディーゼルから給電をもらって維持されるんですけど。
2:17:31	当然ながら通常は非常用DGに何らかのトラブルがあったら非常用で事業の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:17:38	LCOがあるので、非常用DG側のLCOに沿ってやるので、地下水水位低下設備までは通常サポート系の扱ってというのは、各その移設けれども出てこないんだけど。
2:17:52	この設備に関しては、要は電源が喪失した場合にそこで終わらないで、そこから可搬の準備した分しなきゃいけないと思うんですよ。
2:18:03	その整理がちょっとできてないかなと思っていて、要は、通常のECCS系は電源系の喪失すればいいし電源機能喪失側だけで対応可能なんだけど、地下水水位低下設備の場合は電源機能喪失だけで終わらなくてそこから
2:18:19	可搬設備の準備なりして排水を開始するっていうのをやらなければいけないと思うので、その記載は追記していただいただけませんか。
2:18:32	はい、東北電力の五十嵐です。ご指摘承知しました。その他のものと違って、可搬の対応とかの地下水こういうも対応があるのでという御指摘だと認識しましてはちょっと
2:18:45	基本料地下水水位低下設備の電源の供給は、何らかの形で与えられたときに、その措置をやるというところで明確化したいと思います。以上です。
2:18:57	はい、よろしくお願いします。他何か質問等あるでしょうか。
2:19:02	これに記載して、
2:19:12	こちらからの質問を以上ですので前半前半っていうか地下水低下設備に関わる地下水に関わるとヒアリングのほうを終了したいと思いますので、東北電共ですなんかありますか。
2:19:30	協力ワタナベ量ございます。東京設備側と保安規定側で結構またご指摘をいただいていますので、
2:19:41	これを反映してゴールデンウィーク明け系ですね、早めに御説明力量に対応したいと思いますので、28日、今月28日にアポイントの説明ということで考えてましたが、設備側取り下げさせていただきまして、
2:19:58	後ろのほうに送らせていただきたいと思います。以上でございます。はい、わかりました。じゃあ、以上で終わりのアースじゃ6弱以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。